

大垣競輪場メインスタンド飲食施設運営業務委託事業者募集要領

1 趣旨

大垣競輪場メインスタンド1階において飲食施設（以下「厨房」という。）を運営する者（以下「事業者」という。）を募集、選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

- (1) 所在地 大垣市早苗町1丁目1番地（大垣競輪場内メインスタンド1階）
- (2) 面積 57.4㎡
- (3) 種別 厨房

※運営する施設は本要領により選定された事業者と調整の上、設置工事を施工する。

3 応募資格

(1) 共通事項

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ② 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員でないこと。
- ④ 納税義務のある市税、県税及び国税に滞納がないこと。

(2) 法人の場合

- ① 大垣市業者選定要綱（平成10年告示第144号）第9条に規定する令和5・6・7年度の物件関係における有資格者名簿に登載され、かつ、当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
- ② 直近1年間に飲食業運営の実績を有すること。

(2) 個人の場合

- ① 直近1年間に飲食業運営の実績を有すること又は2年以上飲食店での勤務経験を有し、食品衛生責任者及び調理師免許を取得済若しくは取得予定のあること。

4 営業条件

(1) 営業形態

施設管理者の使用許可による飲食事業

（施設管理者が管理する施設及び設備を使用して飲食業を営業する事業）

(2) 営業中止の申出

事業者が営業中止または翌年度以降の更新を取り止めるときは、事業者は営業中止日の6か月前までに市長に申し出なければならない。

- (3) 営業開始予定日
厨房設置工事完成後の施設使用許可日（令和8年度中を予定）以降
（事業者による準備期間も施設使用許可日以降に含める。）
- (4) 営業日
大垣競輪場の本場及び場外発売の開催日とする。休業する日は、必ず1か月前までに本市に届け出てください。
- (5) 営業時間
営業時間は午前11時から午後3時までを必須とし、開門時（概ね10時）から午後4時までの間で設定してください。なお、退場時間まで営業時間を延長することも可能です。（開門時間が変更となる場合があるため、営業時間を変更する場合は、必ず協議のうえ決定すること）
- (6) 大垣競輪場の開催日数と平均入場者数

	開催日数		平均入場者数	
	本場	場外	本場	場外
令和5年度	41	253	630	427
令和6年度	41	210	580	452

※令和6年度は9/2～10/25の休場期間がありました。

- (7) 施設使用料及び光熱水費
事業者の負担なし
- (8) 従業員駐車場
大垣競輪場近辺の駐車場を無償貸与
- (9) 機器及び備品
厨房に付随する設備は、今後の設置工事によって設置する。なお、それ以外の通信設備、レジ等の精算機器及び什器類や消耗品は事業者が準備すること。
- (10) 施設使用条件
- ① 競輪場敷地内において、大垣市の許可により他の業者が屋台等で飲食物の販売を行う場合がある。
 - ② 取扱メニュー及び価格については、利用者のニーズにあったもので、かつ利用しやすい価格設定に努めて、事前に大垣市の承認を受けるものとする。なお、飲食物以外の物品の販売は禁止とします。
 - ③ 営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請、届出等については、全て事業者の負担において行うものとする。
 - ④ 事業者は、厨房で販売した商品、包装等から発生する廃棄物を回収し、競輪場内の指定場所まで搬出するものとする。
 - ⑤ 営業時間、営業時間外を問わず、厨房内の警備体制については、事業者の負担と責任において対処するものとする。
 - ⑥ 地震や火災等の災害発生時に当該危機に対応した管理運営体制とするもの。

- ⑦ 本市が許可した場所でのみ、看板やのぼりの設置をすることができるものとする。
- ⑧ 使用施設及びその周囲（共用スペースを含む）については、他の従業員と協力し清掃を毎日行い、清潔を保つようにするもの。
- ⑨ 仕入れの車両による搬入については、本市が指定した時間内（競輪開催日の6時30分から9時30分まで）で行ってください。
- ⑩ 施設を破損した場合や入場者との事故が発生した場合は、速やかに本市に連絡するとともに、迅速に適切な対処をするもの。
- ⑪ 運営内容に対する問い合わせや苦情については、運営業者にて対応するもの。
- ⑫ 許可期間が満了し又は許可の取り消しにより施設を引き渡すときは、出店者の負担で原状回復を行うもの。
- ⑬ 施設の管理運営に関して、本市からの要請があったときは、その要請に協力するもの。

(11) 衛生管理

厨房内の清掃及び衛生管理（害虫等駆除を含む）は事業者が行い、これらにおいて発生した問題等はすべて事業者の責任において処理すること。

(12) 使用制限

- ① 事業者は、施設を厨房以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。
- ② 厨房は、最良たる管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。

(13) 決済サービス

決済方法は、現金払いのほか、クレジットカード、電子マネー等も使用可とすること。

(14) 委託金額

事業者の提案による価格を委託金額の上限とする。

※ 受託候補者として特定した場合は、別に見積書の提出を受け、契約締結に係る交渉を行うため、この上限金額での契約を約するものではない。

(15) 契約の解除または変更

次のいずれかに該当するときは、契約の解除または変更をすることができる。なお、契約の解除または変更により生じた損失の補填を大垣市に請求することはできないものとする。

- ① 事業者が契約書の各条項に違反したとき。
- ② 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- ③ 商品の不当表示、改ざん等、利用者を欺くような行為により、社会的責任を追及されたとき。

(16) 契約期間

初年度は営業開始日から令和9年3月31日まで契約する。令和9年4月1日以降は、施設使用上の違反等がなく、良好な運営状況が認められる場合は、1年ごとに更新することができるものとする。

5 提出書類

(1) 参加表明

出店を希望する事業者は令和7年11月14日（金）午後5時までに出店申込表明書（様式1）を事務局へ電子メール又は持参により提出すること。なお、出店申込表明書提出後に出店を取り止める場合は、出店申込期限までに任意様式で辞退届を電子メール又は持参により提出すること。

(2) 出店申込

事業者は令和7年11月4日（月）から12月5日（金）午後5時までの間に次の書類を事務局に電子メール又は持参により提出すること。

①共通資料

1. 出店申込書（様式2）
2. 平面計画図（任意様式とし、設置する什器の名称を記載すること）
3. 運営企画書（様式4）

②法人の場合

1. 会社概要（様式3）
2. 直近1年の決算書又は収支報告書

③個人の場合

1. 住民票の写し
2. 本籍地の市町村区役場で発行した身分証明書（原本）
3. 所得税及び消費税・地方消費税の納税証明書（税務署様式その3又はその3の2）
4. 県税の納税証明書
5. 市町村税の完納証明書
6. 飲食業を営んでいる場合、直近1年の確定申告書の写し
7. 新規創業等につき、6. が用意できない場合は食品衛生責任者の受講修了証の写し及び調理師免許の写し又は調理業務従事証明書の写し

(3) 応募資格確認結果及び評価委員会の開催通知

令和7年12月5日以降に応募資格確認結果及び評価委員会の案内を事業者に通知します。なお、応募事業者が1者の場合は受託者として決定します。

(4) 事業者決定後

受託候補者は、決定通知を受けた後、次の書類を提出すること。

- ① 営業に必要な資格の写し
- ② 出店に関する覚書

6 質疑

出店申込に関して質疑がある場合は、令和7年11月4日から11月14日までの間に電子メールにより事務局へ質疑書（様式5）を提出すること。なお、電子メール以外の方法による質疑は受け付けないものとする。なお、電子メールの件名は「大垣競輪場メインスタンド飲食施設運営業務委託事業者募集質疑書【事業者名】」とし、質疑への回答は令和7年11月26日までに大垣市ホームページに掲載するものとする。

7 選定方法

応募事業者が2者以上の場合は、評価委員会において、提出書類及び提案説明（プレゼンテーション）の内容を総合的に審査のうえ、大垣競輪場の飲食施設を運営するに相応しいと判断した事業者を選定するものとする。なお、審査結果は出店申込を行った者の全てに通知するものとする。また、評価委員会は、申込内容等に不明な点が生じた場合は、追加資料の提出又は聴き取りを行うことができるものとする。

8 決定の取消し等

審査の過程及び資格者の決定後に申込内容等に虚偽のあることが発覚した場合は、委員会は提出書類の受理又は資格者の決定を取り消すことができるものとする。

9 実施スケジュール

日 程	項 目
令和7年11月4日（火）	募集要領の公表、質問書受付開始
令和7年11月14日（金）	出店申込表明書（様式1）及び質問書の提出期限
令和7年12月5日（金）	出店申込書又は辞退届の提出期限、
令和7年12月5日以降	応募資格確認結果及び評価委員会開催の通知
令和7年12月中旬以降	評価委員会（ヒアリング及び評価）
令和7年12月中旬以降	受託候補者の決定、結果の通知及び公表

10 事務局

〒503-0821 岐阜県大垣市早苗町1-1

大垣市経済部公営競技事務所

電 話：0584-78-3185

電子メール：koueikyoubi@city.ogaki.lg.jp

大垣市ホームページ：https://www.city.ogaki.lg.jp